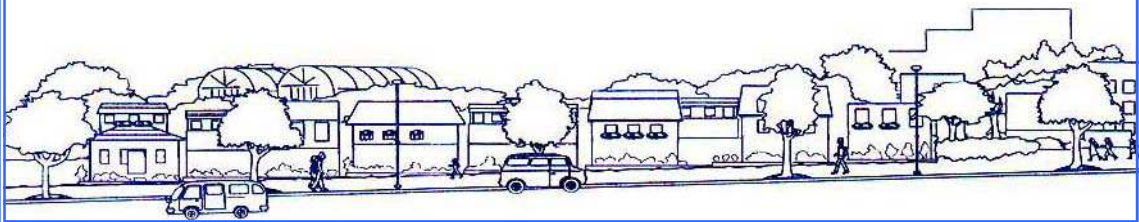


# 北小岩一丁目東部地区



126



2013/10/28

江戸川区土木部

区画整理課

連絡先：沿川整備第一係

5668 5877

## 第20回まちづくり懇談会を開催します ～地質調査結果の報告を行います～

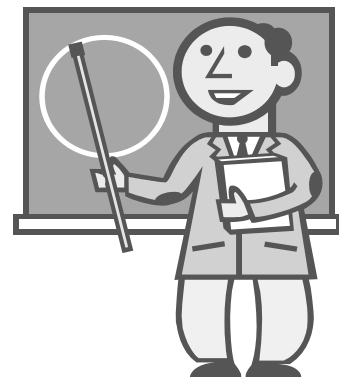
日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

皆さまの盛土に対する不安解消に関する要望や江戸川区からの依頼により、平成25年9月上旬に、国土交通省江戸川河川事務所が地質の状況等を再確認するため、地質調査を実施しました。その地質調査結果について報告するため、下記の日程で第20回まちづくり懇談会を開催いたします。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、皆さまお誘いあわせの上、お越しくださいますようお願いいたします。

### 懇談会の開催概要

日時	平成25年11月7日(木) <u>午後7時から</u>
会場	小岩アーバンプラザ集会室第1・2(2階)
内容	・地質調査結果について ・質疑応答



懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

## 『建築物等除却通知及び照会』の回答書提出のお願い

平成25年7月下旬から順次、『建築物等除却通知及び照会』を発送しておりますが、建築物等所有者の方で、回答書をご提出いただいていない方は、必要事項をご記入いただき、お早めに北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所にご提出ください。

# 皆さまからいただいた質問を紹介します

これまでこの事業に対し、皆さまからいただいたご質問を紹介いたします。ご質問やお困りのこと等ございましたら、お気軽にまちづくり事務所までご連絡ください。

Q1 移転期間中の固定資産税はどうなるのか。

A1 家屋については、平成26年1月1日時点で滅失登記されていれば、平成26年からは非課税になります。土地については、使用収益開始（平成28年予定）までは家屋が除却されていても、今までの家屋がある前提での課税となります。

Q2 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所の除却はいつか。

A2 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所については、平成20年度より権利者の皆さまとお話し合いの場として活用してきました。

現在、権利者の皆さまには平成25年12月16日までに建物等の解体をお願いしておりますが、本まちづくり事務所については、皆さまからのご相談に対応できるようにするため、全体工事に影響を及ぼさない時点まで残した上で解体作業を行う考えであります。

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所移転後の連絡先については、改めてまちづくりニュースでお知らせいたします。

Q3 ごみを出したが持って行ってもらえなかった。

A3 第19回まちづくり懇談会でもお知らせいたしましたが、小岩清掃事務所より、燃やすごみ、燃やさないごみ共に1回につき3袋（45リットル袋）を限度に出してくださいとの指導を受けております。1世帯でもルールを守らないと収集されない可能性がありますので、必ずルールを守ってごみを出すようにしてください。

なお、45リットル袋で4袋以上のごみを出す場合は有料（300円/45リットル袋）で回収してもらえます。事前に小岩清掃事務所に連絡し、収集日を調整してください。詳しくは小岩清掃事務所にお問い合わせください。

また、粗大ごみについては粗大ごみ受付センターに連絡してください。

【参考】小岩清掃事務所 電話 03(3673)2551

粗大ごみ受付センター 電話 03(5296)7000

受付時間 月～土曜日 8時～19時（年末年始除く）

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり

区画整理課沿川整備第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

5668 - 5877

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

